

第9回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和6年3月29日(木)
- 2 開閉時間 午後4時30分開会 午後5時30分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 13人
1番 小野寺昭一 2番 酒井雅憲 3番 佐藤美頭雄 4番 斉藤哲子
5番 開澤克明 6番 松田直人 8番 北村浩光 9番 坂上 修
10番 西永和美 11番 寺崎秀子 12番 安田周司 13番 山崎禎彦
14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 7番 鈴木英博
- 6 会議出席 松木事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 4番 斉藤哲子、5番 開澤克明
- 9 議事内容
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 使用貸借の解約の通知について
報告第3号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第4号 青年等就農計画の認定通知について
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の要請について
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第 9 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、4 番委員、5 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 5 報告第 4 号「青年等就農計画の認定通知について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案 3 頁、4 頁をご覧ください。
番号が 29 番、30 番の 2 件です。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。
届出の個所図については、別冊、説明資料の 1 頁、2 頁になりますので併せてご確認ください。
続きまして、議案 6 頁をご覧ください。
報告第 2 号「使用貸借の解約の通知について」です。
使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。
議案 7 頁から 14 頁になりますのでご覧ください。
番号が 6 番から 16 番までの 11 件です。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。
続きまして、議案 16 頁をご覧ください。
報告第 3 号「農業経営改善計画の認定通知について」です。
農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。
議案は 17 頁、18 頁をご覧ください。
4 件の通知がありました。
認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限については通知に記載のとおりです。
続きまして、議案 19 頁をご覧ください。
報告第 4 号「青年等就農計画の認定通知について」です。
農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 3 項の規定による通知がありま

したので、報告します。

議案は 20 頁から 22 頁になりますのでご覧ください。

5 件の通知がありました。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりです。

報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 続きまして、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事 それでは、議案 24 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」です。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものです。

議案は 25 頁から 52 頁までとなりますのでご覧ください。

番号が 68 番から 147 番までの 80 件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、議案の備考欄に記載のとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が、6 か月以内であるかの確認については、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していることを確認しています。

なお、議事参与の制限を受ける案件がございます。85 番の案件については北村委員、86 番、87 番の案件については山崎職務代理、92 番の案件については安田委員が議事参与の制限を受ける案件となります。審議の際はご退席願います。

説明は以上です。

8 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 85 番の案件について何か質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

85 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 85 番の案件については、認めると決定しました。

8 番委員 着席

13 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 86 番、87 番の案件について何か質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
86 番、87 番の案件について認める方は挙手をお願いします
委員 全員挙手
議長 86 番、87 番の案件については、認めると決定しました。
13 番委員 着席
12 番委員 私の案件ですので、退席します。
議長 92 番の案件について何か質疑ございませんか。
委員 無しの声
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
92 番の案件について認める方は挙手をお願いします
委員 全員挙手
議長 92 番の案件については、認めると決定しました。
12 番委員 着席
議長 続きまして、その他の案件について審議いたします。
質疑ございませんか。
委員 無しの声
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
その他の案件について認める方は挙手をお願いします。
委員 全員挙手
議長 はい、それではその他の案件については、認めると決定しました。
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認
について」認める方は挙手をお願いします。
委員 全員挙手
議長 はい、それでは議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の
成立状況の確認について」は、認めると決定しました。
議長 続きまして、日程第 7 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請
について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
主事 それでは、議案 54 頁をご覧ください。
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。
農地法第 3 条の規定に基づき、農地等の権利の移転及び設定に係る許可
の可否について審議を求めます。
議案は 55 頁から 66 頁までとなりますのでご覧ください。
番号が 7 番から 26 番までの 20 件の許可申請がありました。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人（貸主）譲受人
（借主）の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格、
（賃貸料）につきましても、議案に記載のとおりです。
位置図は、説明資料の 3 頁から 29 頁、農地法第 3 条の調査書については、
説明資料の 30 頁から 49 頁の調査書のとおりで、調査の結果、要件を満た

していることを確認しています。

売買が 1 件、賃貸借が 3 件、使用貸借が 16 件となります。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 8 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事

それでは、議案 68 頁をご覧ください。

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。

農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請があったので、許可の可否について、審議をお願いします。

議案は 69 頁、70 頁をご覧ください。

番号が 2 番、3 番の 2 件の許可申請がありました。

この案件については、令和 6 年 2 月 26 日開催の第 8 回定例会で、農用地区域内農地を農用地区域からの除外をするにあたっての意見をいただいたところです。

農用地区域からの除外が完了し、農地法第 5 条の規定による許可申請を受理したため、今回の定例会で審議するものです。

転用する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積については記載のとおりで、転用の目的は駐車場の整備と米乾燥施設の新築となっております。

土地所有者、転用者及び転用の理由は記載のとおりです。

位置図は別冊説明資料の 50 頁、51 頁に載せてありますのでご確認ください。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長 はい、それでは議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 9 議案第 4 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。

主事 事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、議案 72 頁をご覧ください。

議案第 4 号「農用地利用集積計画の要請について」です。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものです。

議案は 73 頁から 76 頁までとなりますのでご覧ください。

番号が 18 番から 27 番までの 10 件です。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は、議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の 52 頁から 63 頁、調査書が 64 頁から 73 頁に載せてありますので併せてご確認願います。

全てあっせん案件です。

それでは、18 番から 27 番までのあっせん案件について、担当の委員さんより、補足説明についてお願いします。

10 番委員 18 番です。

2 月 21 日から 2 月 26 日まで、あっせん回数 2 回で成立しています。

総額 1,700,000 円で成立しています。

2 番委員 19 番です。

2 月 20 日から 3 月 7 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

反当 133,400 円、総額 313,090 円で成立しています。

議長 20 番です。

3 月 5 日から 3 月 7 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

総額 35,950 円で成立しています。

議長 21 番です。

2 月 14 日から 3 月 14 日まで、あっせん回数 4 回で成立しています。

総額 1,000,000 円で成立しています。

8 番委員 22 番です。

3 月 12 日、あっせん回数 1 回で成立しています。

総額 3,950,000 円で成立しています。

議長 23 番です。

2 月 9 日から 3 月 21 日まで、あっせん回数 4 回で成立しています。

総額 7,122,944 円で成立しています。

議長 24 番です。

3 月 19 日から 3 月 21 日まで、あっせん回数 2 回で成立しています。

議長 反当 108,000 円と 180,000 円、総額 3,222,900 円で成立しています。
25 番です。
3 月 12 日から 3 月 22 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。
総額 1,200,000 円で成立しています。

1 番委員 26 番です。
3 月 12 日、あっせん回数 1 回で成立しています。
総額 3,100,000 円で成立しています。

1 番委員 27 番です。
3 月 12 日、あっせん回数 1 回で成立しています。
総額 10,000 円で成立しています。

議長 それでは、議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終
わりました。
質疑はございませんか。

委員 無しの声

議長 議事参与の案件がありますので、まず 25 番について審議いたします。

8 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
25 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 25 番の案件については、認めると決定しました。

8 番委員 着席

議長 続きまして、その他の案件について審議いたします。
質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
その他の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それではその他の案件については、認めると決定しました。

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第 4 号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお
願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 4 号「農用地利用集積計画の要請について」は、認
めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 10 議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」
を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事 それでは、議案 78 頁をご覧ください。
議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案は 79 頁から 128 頁までとなりますのでご覧ください。

番号が 71 番から 246 番までの 176 件です。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の 74 頁から 255 頁、調査書が 256 頁から 431 頁に載せてありますので併せてご確認願います。

なお、93 番の案件については松田委員、94 番、95 番の案件については北村委員、107 番の案件については安田委員、108 番、109 番の案件については山崎委員が議事参与の制限を受ける案件でございます。審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

議長 議事参与の案件がありますので、93 番の案件から順に審議いたします。

6 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

93 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 93 番の案件については、認めると決定しました。

6 番委員 着席

議長 続きまして、94 番、95 番の案件について審議いたします。

8 番委員 私の案件ですので、退席します。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

94 番、95 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 94 番、95 番の案件については、認めると決定しました。

8 番委員 着席

議長 続きまして、107 番の案件について審議いたします。

12 番委員 私の案件ですので、退席します。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

107 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 107 番の案件については、認めると決定しました。

12 番委員 着席

議長 続きまして、108 番、109 番の案件について審議いたします。

13 番委員 私の案件ですので、退席します。

委員 無しの声
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
108 番、109 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは 108 番、109 番の案件については、認めると決定しました。

13 番委員 着席
議長 それでは、残りの案件について、審議いたします。
質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。
その他に入ります。

主事 次回の定例会についてですが、4 月 25 日（木）16 時 30 分からと考えていますが、よろしいでしょうか。

委員 問題無し。
主事 それでは、4 月 25 日（木）16 時 30 分からでお願いします。
主な関係機関の日程は、議案に記載のとおりです。
続きまして、農地移動適正化あっせん経過報告についてです。
（別添の資料で説明）
事務局からは以上です。

議長 それでは、以上をもって第 9 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。